

過去最高の利益は社員の労苦が原動力！

将来のための蓄積ばかりでなく実をもって3.5ヶ月支給で応えるべきだ！

2015年度年末手当再申し入れ団体交渉

年末手当のベースは2.9ヶ月ではない！ 昨年支給月数の3.0ヶ月に上積みは当然だ！

本部は11月16日、申第13号「2015年度年末手当支給に関する再申し入れ」に基づき団体交渉を開催し、年末手当3.5ヶ月満額獲得に向けて会社と議論しました。

会社は、再申し入れの年末手当の支給月数3.0ヶ月は「撤回する考えはない」と回答しました。これに対し本部は「第2四半期決算で過去最高の営業収益、経常利益、純利益を上げた原動力は現場社員の労苦にある。2.9ヶ月をベースに安定的支給は、年末手当を抑制するための言い訳である。あくまでも、昨年の業績を上回ったのだから支給月数が昨年と同じ3.0ヶ月では社員の期待に全く応えていない。」と強く迫りました。しかし、会社は「業績の短期的変動に大きく左右されることなく安定的な支給を維持することが重要である。中央新幹線建設という施策が本格的に動き出すことも判断の一つの要素とした。」と主張しました。

本部は、「この4年間好調な業績を上げている。業績は右肩上がりだ。中央新幹線は、経営体力があるから建設するのであり、年末手当の判断要素から外すべきだ。昨年同様の3.0ヶ月では『社員の一層奮起を期待する』という会社の気持ちは社員に通じない。再考し満額支給すること。」と3.5ヶ月を支給を求めてきました。

しかし、会社は要求を受け入れず、本部は対立を確認し、議論を持ち帰り検討としました。

リニア中央新幹線建設のための
年末手当の抑制は認めない！